

午前九時〇〇分開

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。

昨日の一般質問で谷口議員が発言した部分に不穏当な言辞があったように思われますので、後刻、記録を調査の上、措置いたします。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第8号 町道の変更についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） おはようございます。

議案第8号 町道の変更について細部説明を申し上げます。

大三尾4号線につきましては、昭和59年6月に町道として認定され、今日に至っている路線でございます。

さて、この路線の終点のその先には、災害時における地域防災体制の確立を図るための施設である三尾場外離着陸場が存在するとともに、その背後の山手においては、和歌山県による砂防堰堤の建設が既に事業化されているところでございます。一方、大三尾4号線の終点からこれらの施設までの道路の部分、つまり今回、町道路線を変更する区間につきましては、個人の方々が所有する私道となっております。このような私道については、地目が「公衆用道路」として登記されているだけであって、このことより誰もが自由に通行できるというわけではないというのが判例法理の前提条件となっております。これらのことから、大三尾4号線に関し、現在の終点から東へ110m、場外離着陸場の進入口付近までの区間について、新たに町道として認定すべきであるとの判断に至った次第であり、その終点を大字三尾字北山746番3地先まで延長するものでございます。

なお、補足といたしまして、当該変更箇所に関する資料をお手元に配付させていただいておりますとともに、一般会計補正予算（第1号）において、用地取得に要する費用を計上しているところでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。2番、高野議員。

○2番（高野正君） この図面いただいておりますが、この写真で言う2番の先はどうなっているんですか。行きどまりですか。どん詰まりのところを町道に認定されるんですね。その先、どうなっているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

この写真のその先、この地図にもございますように、このような形で舗装のされていない道が東へ東へございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 言い方悪いけれども、さんざん使った後、町道認定、今ごろですかという気があるんですよ。工事にさんざん使っておいて、町道にするから丸になる。ふだんは誰も通れへん、違うんですか。町内には、ついでに言わせてもらえば、私道で公衆用道路になっていて、どん詰まりになっているから認められへんとか、どれぐらいあるか。本当にみんな困っているんですよ。だけれども、まちのヘリポートの離発着場できたので、ぼんと町道認定せえよと、それは意味はわかりますよ。わかりますけれども、ある程度そういう配慮が、何十年も苦勞してきて、道悪くなったら誰か直すのと言いながら、一番、私の記憶の中では、あの吉原の三洋住宅ですか、あそこが20年ほどかかったんですよ、町道にするのに。そうやって苦勞されているんですよ。だからもうそんな道もさっさと町道にしたらというわけではないんですが、ここは余りにも使ってから後、町道にしようか、ふだんは誰も通れへんのと、何かちょっともってもらいたい言いわけないんですか。お願いします。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 町内全域において、議員がおっしゃられるような私道の問題というのは、多分に今までにもあったと思ってございます。今回ここをさんざん使った後、改めて認定するというところでございますけれども、やはりまちの重要な公共施設があるというところで町道認定をするという判断に至った次第でございます。例えば役場の前の進入路ですとか県道御坊由良線から第2若もの広場までのところについても町道認定していると、やっぱりその先には公共性の強い施設があるという理由からだと思ってございます。もう一点、補足といたしまして、和歌山県さんが砂防の施設を建設すると、そこまでのルートについては、私道では非常に困るよというあたりの背景もありまして、今回、町道認定し、その先から砂防堰堤のところまでは、和歌山県さんが用地買収を行って管理道をつけていくと、このようなこともございまして、今回上程させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） どさくさに紛れてついでにというわけやないけれども、この砂防堰堤は、ヘリポート守るためにつくるんですか。前々から三尾区で欲しいと言っていたからつくるんですか。誰も住んでいないと思うんですが、これ一体、理由の大義名分、教えておいてください、堰堤ね。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

危険区域の中に避難所と防災上重要なヘリポートが存在するというところの背景があったのものでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） それはそれで多分、私の記憶が正しければ、何か旧三尾小学校のことがあるので、その砂防堰堤の話は何年か前から聞いた記憶はあったように思いますのを少し申し添えて。当然、この町道認定をされれば、舗装のほうはどうなるの。今、もうもともとの認定前でも未舗装の状態で、今回の部分もそうだろうし、なぜかと言うと、大雨が降ると土砂、砂れきの小学校前への流入がすごいんですね。いつも近隣の方が掃除をしていただいていたりとか通行にも支障があるというようなこともありますので聞くんですけども、当然、この後は舗装されるということによろしいんですね。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） ここ数年、三尾の自治会様からもご要望いただいている案件でございます。私どもといたしましては、この砂防の建設工事が完成した後、すぐにヘリポートの進入口まで舗装をかけていこうかなと考えているところでございます。その砂防の建設でございましてけれども、本年度、和歌山県さんのほうで用地買収と管理道路の工事に着手されると伺ってございます。全体の完成については、令和4年度と聞いているところでございますので、令和5年度に全面舗装をと考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 町道の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第9号 工事委託契約の変更についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第9号 工事委託契約の変更について細部説明を申し上げます。

平成30年度における日高港（西川地区）漁船係留施設整備事業につきましては、平成30年6月議会において、1億67,000千円の契約金額で議決をいただき、同日付で和歌山県と協定書を締結するとともに、その後の平成30年12月議会においては、事業のさらなる進捗を図るため、協定書中の契約金額を4,500千円増額し、1億71,500千円とする議決を得、委託して建設工事を進めてきているところでございます。

平成30年度からの繰越予算に係る工事が令和元年6月28日をもって完成する予定で

あり、このことより平成30年度分の全ての事業費が確定することとなりますので、和歌山県との間で締結している協定書中の金額を1億71,499,680円に減額変更し、事業費の精算を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

補足といたしまして、工事等の概要に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 工事委託契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第10号 工事委託契約の締結についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第10号 工事委託契約の締結について細部説明を申し上げます。

令和元年度における日高港（西川地区）漁船係留施設整備事業につきましては、下流側係留施設に係る建設工事の最終年度となります。この整備事業につきましては、和歌山県との間で平成25年4月1日付で締結しています日高港（西川地区）漁船係留施設整備事業に関する覚書に基づき、建設工事及びそれに付随する業務の施工とその費用について、毎年度、協定書を締結し、県に委託して実施してきているところでございます。

令和元年度に係る工事等の委託に係る協定書の締結に関し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであり、委託する金額1億17,000千円につきましては、物揚場における上部コンクリート工の一部や階段コンクリート工、エプロン舗装工、照明設備工など全額工事費として予定しているものであり、その相手方は、和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地、和歌山県知事でございます。

補足といたしまして、工事等の概要に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） お答えしていただけるのかどうかよくわからないんですけれども、工事委託契約でこういう質問するのも初めてなので、これは県に工事を委託して、県はまたそれからしかるべくいろんな業者というか、そういうところといろいろ諮りということであろうと思いますので、この1億17,000千円は、内容については資料をいただいていますのであれですけれども、どれぐらいの業者にどのように諮り、それが入札で決まるのか、そのあたりも全くわからないんですけれども、通常、うち美浜町がそうするものを県にかわりにやっていただくんやから、当然、委託者として受託者のその内容を知るべきだと通常は考えられると思うので、そのあたりがわかれば、わかっているところをお示し願いたい。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 県がどのようにして業者発注しているのかというご質問かと思えます。今回ですと、このお手元の資料にお配りさせていただいている3つの工事に分割して、それぞれ一般競争入札をかけていくものと思っております。平成30年度の、先ほどのお手元の資料に配付させていただきました①のたしかみなべ町の株式会社田中建設さんの入札の経緯でございますと、応札の業者さんが21業者で、結果として株式会社田中建設さんが受注されたという一般競争入札の結果でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 工事委託契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第11号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第1号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、第1回定例会でご承認いただきました骨格予算に肉づけ予算として補正をさせていただくものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億92,736千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を38億64,857千円とするものでございます。昨年度の当初予算と比較しますと1億8,006千円の増額となっております。

す。また、財政調整基金から80,000千円を取り崩し、今年度におきましては、昨年度と同額の2億50,000千円の取り崩しを行ってございます。非常に厳しい予算編成となっております。

まず、4ページ、第2表 債務負担行為補正は、美浜町の最上位に位置づけられる計画、長期総合計画策定業務委託と職員用のパソコン、情報系PCリース料について、来年度以降必要となる金額を限度額としてお願いするものでございます。

5ページ、第3表 地方債補正は、今年度実施の事業のうち起債を充当するものについて、借入れ限度額などを定めるものでございます。

では、歳入からご説明いたします。

9ページ、地方譲与税、森林環境譲与税407千円の追加は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定され、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用を用途とする森林環境譲与税が創設されました。譲与される額は、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口で案分されることとなっております。今年度におきましては、全額、基金に積み立てを行います。

地方交付税、普通交付税35,361千円の追加は、財源調整によるものでございます。

分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金1,470千円の追加は、小規模土地改良事業受益者負担金でございます。

使用料及び手数料、使用料、商工使用料900千円の追加は、ゴールデンウイークでのキャンプ場利用者の増による追加でございます。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、社会福祉費補助金、障害者総合支援事業費補助金1,485千円の追加は、制度改正に伴うシステム改修費の補助金でございます。

11ページ、児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金1,672千円の追加は、子育て世代包括支援センター設置に伴う補助金、認可保育所負担金の補助金でございます。

衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金951千円の追加は、産後ケア事業と母子保健情報連携システム改修の補助金でございます。

消防費国庫補助金、災害対策費補助金20,000千円の追加は、上田井地区津波避難場所整備事業補助金でございます。

国庫委託金、総務費国庫委託金、選挙費委託金11千円の追加は、参議院議員選挙委託金でございます。

県支出金、県補助金、総務費県補助金、総務管理費補助金、和歌山県移住支援事業補助金750千円は、東京23区から移住してきた方に対するの補助金でございます。

民生費県補助金、児童福祉費補助金1,672千円の追加は、子ども・子育て支援交付金でございます。

農林水産業費県補助金、農業費補助金5,160千円の追加は、小規模土地改良事業は田井畑地区の水路改良、農地耕作条件改善事業は農道和田南4号線等の測量設計委託業務の補助金でございます。

林業費補助金は、森林病虫害等防除事業補助金267千円、市町村民の森事業補助金3,205千円、松くい虫防除事業損失補償金3,250千円の追加でございます。

水産業費補助金、三尾漁港海岸漂着物等地域対策推進事業1,600千円の追加は、台風等での漂着物処理を行うための補助金でございます。

13ページ、土木費県補助金、道路橋梁費補助金5,950千円の追加は、普通県費補助事業でございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金、森林環境譲与税活用基金1千円は、科目設定でございます。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金は、80,000千円の追加でございます。

諸収入、雑入6,824千円の追加は、王子遊園地への遊具設置に伴うコミュニティ助成10,000千円の追加、雇用保険料自己負担分24千円の追加、アンテナショップMIHAMAの閉店に伴い、売り上げ収入3,200千円の減額でございます。

町債、消防債、緊急防災・減災事業債2億3,500千円の追加は、田井畑地区津波避難施設整備事業、可搬式ポンプ、上田井地区津波避難施設実施設計業務の補助事業分に充当いたします。充当率は100%でございます。

15ページ、公共事業等債18,000千円の追加は、上田井地区津波避難施設実施設計業務の継ぎ足し単独分に充当するもので、充当率は90%でございます。

農林水産業債、一般補助施設整備事業債、若野頭首工改良事業負担金（2期）3,100千円の減額は、国の補助金メニューが変更となったことにより、公共事業等債に振替を行ってございます。公共事業等債3,400千円の追加は、先ほどの若野頭首工改良事業負担金（2期）の振替と若野頭首工改良事業負担金（1期）400千円の追加は、当初予算では、一般財源により予算措置を行いました。交付税措置のある起債対象となったことにより補正をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。

まず、全般的に人件費の補正でございますが、昇格を含む4月の人事異動により各科目において、給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の増減やそれに伴う特別会計への繰出金の増減がございます。

また、4月から共済組合負担金の利率の変更により、人事異動のない科目でも共済費の補正がございます。

では、17ページの議会費からでございます。

議会費26千円の減額は、共済組合負担金の利率の変更によるものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費3,855千円の追加は、人事異動等によるものでございます。

財産管理費10,470千円の追加は、役務費では、新浜集会場新築工事に伴う建築確認申請手数料、委託料では、新浜集会場新築工事設計委託業務、PCB使用機器点検委託業務では、PCBの特措法により、昭和52年3月以前に建てられた公共施設の照明設備

の安定器にPCBが含有している場合は、令和3年3月までに処分することが義務づけられています。まず、今年度に点検業務を行うものでございます。発見された場合には来年度に処分することが必要となります。

企画費6,810千円の追加は、委託料では、第6次の長期総合計画策定業務委託は、当町の最上位計画で令和3年から10年間の計画を策定するものでございます。負担金補助及び交付金では、煙樹ヶ浜フェスティバルの費用につきましても予算計上してございます。

電子計算費3,123千円の追加は、使用料及び賃借料では、職員用のパソコンのリース料で、来年1月14日にマイクロソフトによるウインドウズ7のサポートが終了いたします。現在使用中のパソコンはウインドウズ7であり、また、既に7年使用していることから、ウインドウズ10搭載のパソコンを購入するための費用でございます。委託料では、使用料及び賃借料で予算計上していますパソコンの設定業務委託と口座伝送システム構築料は、出納室に設置しています金融機関との口座伝送システムが老朽化しているため、システムを更新するものでございます。

地方創生事業費2,640千円の減額は、負担金補助及び交付金では、和歌山県移住支援事業補助金で東京23区から移住してきた方に対して補助するものでございます。1名分を予算計上してございます。アンテナショップMIHAMAについてですが、閉店に伴い、賃金で440千円の減額、需用費3,200千円の減額でございます。

19ページ、徴税费、税務総務費13,892千円の減額は、人事異動による人件費の減額でございます。

戸籍住民基本台帳費20千円の減額は、共済組合負担金の利率の変更によるものでございます。

選挙費、参議院議員選挙費11千円の追加は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正による報酬単価の増によるものでございます。

21ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費744千円の追加、国民年金費1,304千円の減額、老人福祉費2,129千円の減額は、人事異動による人件費の補正や介護保険・後期高齢者医療特別会計においての人事異動等による繰出金の補正でございます。

心身障害者福祉費8,167千円の追加は、人事異動による人件費の補正、委託料では、制度改正により全額補助事業でございます就学前の障害児の発達支援の無償化対応に伴う電算処理委託料、新規事業として、御坊保健所管内で協議を行ってきましたひきこもり者支援事業を実施するもので、専門支援機関に相談する際の費用について負担するものでございます。

23ページ、福祉センター管理費1,140千円の追加は、社会福祉協議会が利用する温水ボイラータンクの水漏れが確認されたため、タンク部の修繕を行うものでございます。

地域包括支援センター運営費182千円の追加は、人事異動による人件費の補正でござ

います。

児童福祉費、児童福祉総務費10,050千円の追加は、議案第2号、第3号で審議いただきました出生祝金及び子育て応援給付金と赤ちゃん誕生祝金の補正、工事請負費のちびっ子広場遊具新設工事は、コミュニティ助成事業を活用し、新浜の王子遊園地に複合遊具を設置するものでございます。

児童福祉施設費358千円の追加は、補助基準額の改正による認可保育所負担金の追加でございます。

児童措置費2,687千円の追加は、共済組合負担金の利率の変更によるもの、扶助費の子ども医療費については、議案第4号で審議いただきました18歳までの医療費の無料化による追加補正でございます。

25ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費17,098千円の追加は、人事異動による人件費の補正もございしますが、主なものは、母子保健法の改正により、子育て世代包括支援センターを設置することが努力義務化され、当町におきましても設置いたしますので、その諸費用を予算計上したことによるものでございます。内訳は、開設準備費として、工事請負費で庁舎保健室改修工事4,917千円、備品購入費81千円、運営費として、賃金で専門職の雇い上げ420千円、需用費の消耗品費240千円でございます。子ども・子育て支援交付金を活用します。

また、産後4カ月未満の産婦や新生児などを対象とした産後ケア事業316千円、新生児の聴覚機能の状況の早期確認、早期対応を図るための検査に要する費用の一部を助成する新生児聴覚検査費助成事業385千円、そのほかに、母子保健情報連携システムの改修事業として電算処理委託料1,221千円を予算計上してございます。

環境衛生費4,020千円の追加は、斎場の火葬炉設備を更新するための工事費でございます。

27ページ、農林水産業費、農業費、農業委員会費306千円の追加は、共済組合負担金の減額、旅費につきましては、農業委員の視察研修費でございます。

農業総務費213千円の追加は、人事異動によるものでございます。

農業振興費6,732千円の追加は、次世代野菜花き産地パワーアップ事業補助金でございます。

農業費11,699千円の追加は、委託料で農地耕作条件改善事業6,500千円、工事請負費の小規模土地改良事業では、田井畑地区の水路改良工事、繰出金は人事異動による特別会計への繰出金の補正でございます。

林業費、林業総務費12,804千円の追加は、保安林作業員の賃金やチェーンソー・草刈り機の講習料、委託料では保安林の松くい虫防除事業として、特別伐倒駆除、樹幹注入を計上してございます。積立金は、歳入のところで申し上げました森林環境譲与税を全額、基金に積み立てするものでございます。

29ページ、水産業費、水産業振興費1,986千円の追加は、三尾漁協海藻群落再生

研究事業などがございます。

漁港建設費2,000千円の追加は、台風等での漂着物処理を行うための三尾漁港海岸漂着物等地域対策推進事業でございます。

商工費、観光費につきましては、キャンプ場使用料の追加に伴う財源更正でございます。

土木費、土木管理費、土木総務費は、共済組合負担金の減額。

31ページ、道路橋梁費、道路維持費9,104千円の追加は、賃金では、道路作業員の賃金の追加、工事請負費では、町単独工事として、道路の修繕工事7,500千円を計上してございます。

道路新設改良費56,250千円の追加は、工事請負費では、町単独工事32,000千円は、三尾地区里道改良工事、和田西24号線改良工事、入山4号線改良工事、吉原上田井線単独工事など、普通県費補助事業17,850千円は、和田西36号線改良工事、公有財産購入費4,200千円は、大三尾4号線、和田西4号線などの公有財産購入費でございます。

都市計画費、下水道費58千円の追加は、公共下水道事業特別会計への繰出金の追加でございます。

消防費、消防施設費3,740千円の追加は、和田・入山の可搬式ポンプの購入費用を計上してございます。

災害対策費2億39,355千円の追加は、主なものとして、委託料で田井畑地区津波避難施設建設工事監理業務2,090千円、上田井地区津波避難施設実施設計業務55,070千円、工事請負費では、田井畑地区津波避難施設建設工事1億76,770千円、公有財産購入費では、田井畑地区津波避難施設用地購入費4,485千円を計上してございます。

33ページ、教育費、教育総務費、事務局費2,962千円の減額は、人事異動等による減額でございます。

小学校費、学校管理費652千円の追加は、和田小学校の修繕費でございます。

35ページ、こども園費、ひまわりこども園費2,184千円の追加は、職員の昇格等による人件費の追加、委託料では幼児教育無償化対応に伴うシステム改修として電算処理委託料1,430千円を計上してございます。

社会教育費、社会教育総務費315千円の減額は人事異動によるもの、公民館費629千円の追加は、中央公民館の修繕費でございます。

37ページ、保健体育費、体育施設費114千円の追加は、体育センターの備品購入費でございます。

公債費、元金402千円の追加、利子889千円の減額は、平成20年度に借り入れた臨時財政対策債において、10年目の利率見直しにより、元利償還金が確定したことによるものでございます。

以上で、歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付

いたしましたので、ごらんいただきたいと思います。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。再開は10時です。

午前九時四十五分休憩

——・——
午前十時〇〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 34ページですが、上田井地区の津波避難施設実施設計経費委託業務、この55,000千円、私の勝手な推測かも知れませんが高いような気がします。全協でもお話ししていただいたときに、もしかしたら土とかはあれやよとかいろいろ言ってくれたんですが、中身がまだちゃんとなっていないような気がするんですが、その進展も含めてお話しいただければと思います。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 北村議員にお答えします。

まず、上田井の避難施設の詳細設計の内訳でございますけれども、まず、地質調査、ボーリングでございますけれども、これを敷地内で3本予定しております。メーター数においては約30m、1本当たりを予定しております。それと、それに伴う各種試験になります。というのが土の密度であったり振り分け試験であったりというところの試験、それと、あとそういうふうな資料をもとに地質の解析業務を行います。これは松原高台でも行ったんですけれども、やはり液状化に伴う地盤沈下等も考えられますので、このあたりをまず解析業務を行います。それと、あとそれに伴う地盤改良の設計であったり、あと実設計です、工事に対しての設計、そういうような項目が含まれます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ごめんなさい。それでも何かすごく詳しくわからなかったので、それでも高いような気はせんでもないんですけれども、それはそれでわかりました。場所の選定業務ですけれども、いろいろ候補地があらわれて、私ら同僚議員の中でもなかなか難しいところもあるんじゃないかというお話もちらほら言っていたんですが、その辺の場所的な選定もいかがですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

場所の選定につきましては、まず候補地として幾つか挙げておりましたけれども、それに対して今の構造物、例えばビニールハウスであったり日照権の問題であったりというのを考慮して1カ所に決めているわけなんですけれども、北村議員おっしゃられるのは、用地の購入という意味なのかなというふうに推察いたしますけれども、地権者にも全くコン

タクトもとっておりませんし、あたりもつけておりません。この予算が成立しましたら、地権者にまず説明しに行って説明をして、今後ご協力いただけるように、私ども防災企画課とすれば一生懸命頑張るというところがございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 14ページ、コミュニティ助成事業で王子公園云々とかいうふうの説明を聞きましたが、違うところで何かちびっこ広場というふうにも聞いて、だから文字がどうだじゃないんですけれども、公園と、浅学なので、ちびっこ広場とは何が違う、何か意味合いがあるのか。公園は何か設置条例があるけれども、ちびっこ広場は規則だけのやにも思うので、これは何かわけがあってそういうことになっているのか教えてください。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 谷議員にお答えします。

谷議員もおっしゃっているとおり、規則でちびっこ広場という形で王子遊園地が位置づけられていますので、そういう形でそのような表現をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ということは公園もちびっこ広場も同じということなのか。何かその意味合いがあるのかなと思ったから聞いただけなんですけれども、王子遊園地というんですけれども、何か僕らできたときから王子公園、王子公園と、そんなら何でもいい話かもわかりませんが、そういう別に公園だから、ちびっこ広場だからといって法的に何か違うとか、そういうことは別に所管が違うとか、そういうことはあるんですか、そういうことです、お聞きしたいのは。わからなかったらまた後からでもいいですけれども。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 法的に何かがあるのかどうかですけれども、例えば吉原公園とかであれば都市公園というエリアのことに入りますけれども、こちらのちびっこ広場については、恐らくそういう法的な公園のものではないと思うんですけれども、公園、遊園地という名前ですけれども、通称、皆さん王子公園と言っていますけれども、規則の中では王子遊園地と表現されていますので、今回の説明の中でも王子遊園地と表現させていただきました。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 関連です。今、谷議員が言いましたコミュニティ助成の件なんですけれども、私、自分が勝手に思っていただけだと思うんですけれども、今までコミュニティ助成といったら、私ところの吉原とか各地区で2,500千円いただいていた、それは大概、祭礼行事のあれだつてんけれども、その内容は、私、いろいろあると思うんです。三尾だったら盆踊りのやぐらだったので、そういうものに2,500千円ぐらいは出していただけるのかなと勝手に私、思っていたんです。ほんなら今回、このコミュニティ

助成で10,000千円も出るというの知らなかったので、この定義というのかな、どんなものにどこまで出るとかとそんなん決まってるんだったら、詳しくじゃなくても大まかにでもちょっと教えていただいたら参考になるのでよろしく願いいたします。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

確かに近年は、コミュニティ助成といいますと2,500千円で、宝くじの貢献事業として、お祭りであったり各地区への補助を行ってきました。そういうようなメニューもございますし、また自主防災会への補助のメニューも過去には使われております。それと、こういうふうな遊具及び田井畑コミュニティセンター、ああいうところも財源として過去には入っているというようなところでございます。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 14ページでございますが、アンテナショップMIHAMAというところですが、今回お聞きしましたら、お一人、地域おこし協力隊、アンテナショップMIHAMAを頑張っておられた方がやめられるというお話をお聞きしております。人事なので、それは議員も議会もそんなところあるんですけども、ただ、地方創生もこれ絡んでいますもので、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども、それといろんな意味でやめさすということに当たって、例えば契約がまだあと1年ぐらい残っていたんですけど、その辺を含めてこれでよかったのかということですがいかがですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

地域おこし協力隊1名についてでございますけれども、地域おこし協力隊のまず制度から少し説明させていただきます。地域おこし協力隊の地域協力活動を行う機関として、おおむね1年以上3年未満というのがまず前提でございます。その内容は、自治体が自主的な判断で決定するというようなこともございます。1人の地域おこし協力隊につきましては、平成29年7月に千葉県の方から赴任しまして、アンテナショップMIHAMAを主に運営していただくというようなことで募集をかけて、縁があつてこちらのほうへ来ていただいたという経緯がございます。アンテナショップMIHAMA閉店に伴いまして、何回か5回、6回と本人ともヒアリングいたしました。まず地域おこし協力隊という身分もございますので、まずアンテナショップがなくなった後、どのような活動をしているのかというふうな話し合いもさせていただいたわけなんですけれども、本人から聞いておりますには、もともと前職も物を売る仕事をしていたので物売りをしたいとか、あとまた老人のいろいろお手伝いをしたいとかいうふうな話もございました。いい話でございましたけれども、ちょっと対象の方が限定されるというようなイメージも持たれていたもので、それはまちでする仕事じゃないなというふうに判断しました。

最後にいろいろ防災企画課としても当然、地方創生の事業も行っております。それと移住の関係であったり移住定住推進であったりというのも行っておりますので、そのあたり

の業務としてやっていただけないかという話をさせてもらったんですけども、本人いわく、やっぱりできること以上のことは期待されてもなかなかできないというふうなお話もございましたので、最終的に本人と町長と面談して、今回、丸2年をもって雇用の期間を延長しないというふうな結論に達しております。アンテナショップの営業にかなり精力的に取り組まれて出店者をふやされてというところで私どもも感謝はしておりますけれども、今後の仕事について、こちらの思いと本人の思いとというのがなかなか一致できなかったというようなところでございます。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 難しいな。これ美浜町としての立場ということでは、地域おこし協力隊とはということになりますと、国からの派遣でこちらへ来ていただいたんですが、もう一方おられますよね、もう一方は残られるということでしょうかね。それと、ご本人さんのお気持ちは、やめたないかもやめたいかも、いや言い方ほんま難しいんですけども、その点というのは、本当に執行部もご配慮があって、ちゃんとした形でやめられていくのか、いやいやもうそんなやったらやめらよと言ってやめていくのか、非常に大事なところやと思うんです。その辺、ごめんなさい、そのお気持ちまでわからんと言われたらそうかもわからないですけども、それは客観的に見られた上でじゃなくても実際どうなのかということをお聞きしたいです。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

まず、私どもも3月の下旬から6月の中旬にかけて計7回ほどヒアリングをしております。先ほども申しましたように、そういうふうなアンテナショップ閉店に伴うというようなことで次の業務というところをお話しさせてもらったんですけども、なかなかお互いの考える、我々の考えるところと実際にやっぱり物を売っていきたいんやという気持ちとの違いというのがございました。本人は、最初のころはこちらのほうへ残って、移住してきた方でカフェなんかをやっている方がおられるんですけども、そういう方と同じようにまた起業していこうかというような気持ちもございましたし、農業の手伝いなんかもしてこっちへ残ろうかなというような話もされておりました。ただ、最終的には出身地の千葉のほうへ一旦帰って、また一度考えるというふうな返答もいただいておりますので、お互い数回にわたり話し合いした結果、私どももその点は配慮したつもりでございましてけれども、そういうふうな結果、期間を延長しないというようなことになったと考えております。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

今、課長が答弁したとおり、私も6月上旬、本当に6月の初め、面接をいたしました。彼にこういうステージもあるよ、こういうステージもあるよ、今度こういうステージもあるんだけどもこんなんはやってみないかとか、そういうやる気を聞いたんですけども、

町民全体のために何かを考えないかという話もさせていただきました。それでも限定される人数の方の何かお手伝いしたいとか、それでもいややっぱりせっかく来ていただいたんだから、こういうステージもあるんだから、どんどん新しいステージへ進んでいかないかというのも申し上げたんですけれども、そうすると自分の体がしんどくなると、そこまで本人が申したので、そしたら体を壊してまで新しいステージに進んでもらえないのかなという決断をしまして、最初、雇用通知が6月末まででしたので、もう更新しないということをお伝えしたという経緯があります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） そしたら美浜町の国に対しての立場ということも何ら問題ないという、簡潔で結構なので、何ら問題ないし、そのご本人さんもちゃんと納得してやめたよ、後々こんなんやったのにあんなんやったのにと、それは言う機会もないかもわからないですけれども、そういう気持ちでやめられてはいないということ、もう内容は結構なので、簡潔に両方大丈夫やということをお願いします。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

今、まさに北村議員がおっしゃるとおり、国にもそういうことですし、まちのほう双方にとっても納得いったというふうに私は解釈しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 関連というかアンテナショップのことでお尋ねしたいと思うんですけれども、14ページ、アンテナショップMIHAMA、売上収入、閉店に伴うということでマイナス3,200千円ということになっていますよね。18ページ、この歳出のほうなんですけれども、アンテナショップ閉店に伴う一般貸金440千円マイナス、これは納得できますし、この下の需用費3,200千円、その中の消耗品費が300千円で、販売物品、これ多分、仕入れやと思うんですけれども、2,900千円というような形になっているんですけれども、この3,200千円という数字がやたらそろってきますし、販売物品ですか、2,900千円分、仕入れているように思うんですけれども、それと売り上げとかというのは、僕、わからないので、細かくしっかり教えてもらいたいと思うんですけれども。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

まず歳入の部分でございまして、これはアンテナショップでの売り上げ金でございまして、これはアンテナショップの純粋な売り上げ金というところでございまして、歳出のほうにつきましては、まず物品販売マイナス2,900千円というのは、委託販売方式をこのアンテナショップ、とっておりますので、その90%を出品した方に売り上げ金とし

てお支払いする分でございます。それと、あと消耗品のマイナス300千円というのは、アンテナショップの値札シールであったりビニール袋であったりパンフレットであったりというところを今後要らなくなりますので、それを減額するというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） まだ僕、ちょっとわかりづらいんですけども、2,900千円が90%ということで、そしたらそれに伴う手数料というのが約290千円ぐらい出ているんですね、それが実質的な収入になるんです。3,200千円とそろってくるというのがどうもうまく解釈できるんですけども、この1割のそしたら収入分というのは、これどこに出てくるんでしょうね、手数料収入。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 手数料収入というのは、売り上げの1割、委託販売の手数料というのの部分ですけども。これはあと2名、パートさんとして入られておりましたので、その人件費に充当しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） そしたらこの3,200千円というのは、たまたまそろったということですね。数字をこれは必然的にそろったわけやなく、消耗品費300千円とこの辺がうまくはまってたまたまそろったというふうな解釈でよろしいですね。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 先ほど北村議員が話されていましたがことにもかかわりますけれども、アンテナショップで頑張ってこられた方の意思を十分酌み取られたところというのは、ちょっと気になる場所なんですね。アンテナショップのこの引き続ける日程を決めるのに十分と実際、運営されている方とか、それから出店協力者の方の声やとか、それからそれまでのこのアンテナショップを運営してきたところでの統括というんですかね。そういうところを踏まえてされたかどうかということをお聞きしたいと思いますが。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 森本議員にお答えします。

仕事の内容につきましては、アンテナショップで運営していただいたというところがございます。ただ、先ほど町長も答弁しましたように、いろいろこういうようなこともあるよ、こういうようなこともあるよというお話もさせていただいておりましたけれども、それはなかなかできないというような話もございます。当然、出店者の方にお伺いするかという話なんですけれども、これは役場でうちで委託販売方式をして地域おこしのために協力隊やってくれているというもとの考えですと、出店者の方とかなり親しくなった方もおられると思いますけれども、そこは役場の方針として本人と話し合いをした結果というふうに考えております。先ほども申しましたけれども、数回にわたりましていろいろと

今後のことについて話し合いもさせていただいておりますし、その結果、こういうふうに期間を延長しないということであると考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） 余り時間ないやさかいに、前にもお尋ねしてんけれども、どこで言おうかいなと思ったら、ここへ誰そ問うてくれたので。実は消費税のことやけれども、税務署なんかも以前、あそこの理事もしていますので、そこの企業部へ入ってあるの、煙樹の杜の。銭やったら銭持ってくるなよ、きたら二足のわらじになるやさかいに要らんぞときのうも言うてあんねやけれども、企業部でまだ皆やっていないんよ。私らの分は企業、いいぼろぐちないかいなど。その企業の中で消費税要らんようにさぼってやる方法あるんよ。年に10,000千円売り買いしたら欠損出ても税金払わんなんの、消費税。年に10,000千円だったら12で割って700千円ぐらい月で割ったら売り買いやったら構わんのよ。そしたら零細、1人で何ぞたい焼でも営業して売ったら、いいところになってきたらもうやめるの、そしたら消費税要らんの、もらっているんやけれども、それで幾つもの部、分けんかと、うちの分はまだ企業の部へ入ってあるんやけれども、見学して回っているの。

そこでお尋ねしたいんやけれども、ここ大きな会社やぞ、なぜこれ小さく分けたらんのよと、10,000千円以下、月700千円ぐらいの売り上げにしたったら丸もうけ。大きいですよ、消費税。それでお尋ねするの。ここは幾らぐらい払っているのか。それで払うので売るときに消費税取ります取らせんと書いたたら、書いておいて常識で取ると思って買わら、残ってきて別したらこれ充用になるやさかい、それをお尋ねしたいんです。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

アンテナショップのことだと推察いたしますので、アンテナショップの話させていただきます。アンテナショップの今までの形態、値段につきましては、消費税内税となっておりますので、消費された金額に消費税が入っているというようなところを解釈しております。売上金に対してですけれども、先ほども申しましたとおり、委託販売形式ということでございまして、まず、例えば売り上げ金が1,000千円あったとすれば、その9割は出店された方、つまり900千円は出店された方にお支払いするということとございまして、残りの1割を役場の経費としていただくような格好になりますので、売り上げ金の90%は、もう出品していただいた方にお支払いしているというような格好でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） 皆、待ってくれてあるのでね。わからんのは、そしたら消費税は、その1割の中で払っているのか。内でも外でも構わんねやけれども、客が消費税も含んで

あるねんなど思っでするでしょう。残ったその金は税務署へ10,000千円以上もうけた、もうけるのと違う、欠損でも渡さんならんですよ。むちゃくちゃな法律やけれども。一番いいのは、米や何か、野菜だったら、このごろ野市で売っていない。野市やったら構わん。それで、いかに消費税反対の革新勢力でもそれようやらの、皆、避けて通るの。やろうと思ったら仙人のような暮らしせなあかんの。何回か消費税の問題出しましたやろう。お上の仕事は正しいと、消費税は正しいという論法でいかなんだらこれもじけます。その上でやるんだったら、何回も税務署へ行って教えてもらいに行くんやけれども、ほんで売上げせんとかことよ。月に700千円ぐらい売ったたら損しても払わいでも構わんのよ、もうけても。そこの残った金をお客さんがその1割に入っであるねんなど思っでして税金を税務署へ持っていっでいるのかいな、残ったらここへ使い込んだらええことですわな。そやさかいに、あんたらも売るとき窓口、ようけしといて、店主を10人ぐらいにさせて40,000千円売ったたら、10人やったら4,000千円、そしたらもうけよりも大きいんですよ。

8%、大きなもうけ。それをそしたら払ったことあるかないか。2年以内だったら払えんでも構わんねけれども、その辺はどうかと。ここのうちの会社ももう今度、立候補はしませんでしたけれども、二足のわらじ。それでせなんだけれども、大きなこと一遍にのぶんですよ。この問題でいろいろと討議、そこまでようせんねん。税理士に任せてあるねん。公認会計士に任せてある。あかんのよ。手の内言うけれども、たい焼きやっても1年で3億円ほど脱税することができるのよ。それで、長さ直径10cmのたい焼きを5cmにしたら8分の1になるんですよ。これでちょろまかしたらがいにもうくるの。企業主は、とにかく月700千円以下に抑えておいたら1銭も払わんでも構わん。税務署へ言っでくられても家庭菜園だったら構わんぞと。米つくったら構わんのよ。ようせんよ。消費税反対の勢力は今、何しているの、そこまでようやっでいない。仙人みたいな仕事せんなん。あんたらもうけた金で税務署へ払ったのか払っでいないのか。もし払わんでも構わんだら1割取っである分から8%、客に、いわゆる生産者に渡してあげなあかんわの。そのことについて10,000千円以下の枠にこの町長管轄下の役場。言っでおくけれども、あそこは会社ですよ。いい帳面つくっで見せたれと、補助もらっでいるさかいに。それで済んだらやり放題やぞ、きのうもそう言っでた。

やり放題というのは、やり玉に上げられへんで。そこで、あんたらの会社が、会社っでいわゆる営業所は、消費税と認識させて、うちにそのまま取ったらあかなの。そういう売買行為をやっでいるのかお尋ねしたい。残ったあれ2年間、構わんのよ。いいときやめたら払わんでも構わんね。その辺をお尋ねしたい。時間の関係であかなんだらこれで終わるさかいに、それであかなんだら聞きにいくさかいに教えてやっでください。

以上でございます。2番目の方、すまん。終わります。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

まず、谷口議員のほうから年間10,000千円とか月700千円とかというふうなお話をいただきましたけれども、実際、平成29年、30年で1月で700千円の売り上げがあったことはございませんというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） ぜひ町長にお伺いしたいんですが、新浜集会場新築工事云々が出ていますが、町長は今のこのさざなみ荘、集会場になった経緯をご存じですか。あの立派な集会場、恐らく美浜町一番でしょう。中見てもすばらしい。それがあかん。建てかえに至るに当たり、経緯についてもご答弁願います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員にお答えいたします。

まず、あそこが電源立地の関係でお金が入ったときにあの建物を建てて、それであれが漁村センターというのかな、そういうのになったということで、それで新浜の集会場もなかなかないのでということであそこを借りて、それからずっと進んできて、あれを建物をまちが買ったとか、そこら辺はちょっとそこまでは詳しくわからないんですけども、漁会にお金払ったというそういう経緯まではわかっているんですけども、まず、新浜のほうから何年ももう津波、災害になったらあそこへは危ないので、何とか新しい集会場を考えてもらえないかと要望が何年か続いて要望が来ていましたので、それでこの設計という形まで現在は進んでいるところなんです。以前、この議会の中でも誰かが答弁していたかと思いますが、台風時にもあそこが避難所であって、あそこにおられた人が避難していた方が、警察の方が来て危ないからここで避難せんといてくれと、そういうこともあったらしいという答弁も受けておりますので、そういう要望もございましたし、また課題もできて、そしたらあそこで病気の方が、できたら少しどこかへ移転したときに、そこにも福祉避難所じゃないですけども、そういう方もそこは新浜は、まだ話、そこまでは進んでおりませんが、そういうことでも使えたらありがたいなとまちは思っておるところですが、まずは新浜集会場ということをつくってあげないといけないなという思いから、これを上げさせていただいたということです。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 避難所といえば、あそこもこっちもここも避難所要るんですよ。ちょこっと大きな声では言いにくいんですが、ここを集会場にと指定したときに、大概いほどの金を使っているんですよ。このときもう既に別のところに実施設計の図面ができてあったぐらいなんですけれども、当時の区長がここでいいわと、そのかわりということではいんなかわりのものを要求してここに至ったわけですよ。台風来たら台風の途中で避難できやん、そのときは避難は前もってしなけりゃいかんでしょ。地震、津波でここ危ないからとそれようわかるんですよ、それだといいいんですよ。台風のときかってよく区長さんも言われていましたが、台風来たらあそこで云々と、こんな台風来て、なかなか帰り

はしないまでも集会場へ逃げる人、少ないですよ、来てから。来る前に逃げている、既に。町長、今後、これ一般質問みたいになりますけれども、またやりますけれども、避難所というのは、ほんまに考えてもらわなだめですよ。ここで避難所ぽんと上がってきたら、よそみんな手挙げますよ。避難所でオーケーやなというのは、まず入山でしょう、三尾の小学校、大丈夫かもしれません。西も大丈夫かもしれませんよ、一応そういうことになっています。あとは全部要るんですよ、避難所。松原地区、高台はあっても避難場所があっても避難所ないんです。だからそういうことで考えれば、これから避難所の運営の仕方も含めた考え方、また機会があれば9月にも一般質問やりますけれども、町長、その辺、今から考えておいてもらわないと、これ担当課に任せておいてもだめですよ。もう一遍、避難所という形のを云々ということで、今、候補地、どの辺考えておられるのか、ご答弁をお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員にお答えいたします。

まず、考えは集会場という考えでございますので、もう新浜の集会場ということで考えております。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 新浜の集会場、それはそれでいいんや。避難場所として次、新築するところは考えていたら、どの位置にそれを建つような計画になっていますか。新浜、これをどこに建つつもりですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員にお答えいたします。

何カ所かあったようですが、最終的に新浜消防車庫ができました。その東側の松林になります。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 次の質問とは違うんですけども、三尾の旧小学校も土砂災害の折は避難できませんということを申し添えておきます、砂防堤ができるまでは。

聞きたいのは、9ページ、地方交付税のところですけども、きのうは何か福祉医療給付でペナルティーが云々で65千円とか、これ違うと思うんですけども、ふるさと納税についてです。たくさんもらうと、それについても交付税に影響があって、いろんな計算があるというふうにお聞きしたんですけども、その仕組みについて少し説明をしてください。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、普通交付税についてですが、計算式といたしまして基準財政需要額から基準財政収入額を引いた残りが普通交付税となります。その基準財政収入額についてですけども、ふるさと納税を当町からほかの市町村へ寄附された方の税額の75%が対象というふうな

制度となっております。簡単に申し上げますと、美浜町からほかの市町村に寄附された方、その方の、まちとしては25%分がマイナスというそういうふうなことで、ふるさと納税に対しての影響額ということになります。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 美浜町民がよそにということ。じゃ、例えば極端な1億円、美浜町は納税をしていただいたと、ふるさと納税で1億円もらった、他の市町村の方からですよ。そしてややこしいから、もう返礼品とかそれはなしで全部ゼロとして1億円もらったら、それはもう1億円丸々収入ということでもいいんですか。交付税が減額されるとかそういうことはないんですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

ふるさと納税でいただいた、ほかの市町からうちところへいただいた分につきましては、交付税のほうは関係はございません。影響はございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 25ページ、保健衛生総務費の中の今回、町長がおっしゃられました美浜町子育て世代包括支援センターの開設に当たり、先日5月24日に全員協議会で健康推進課より説明があり、そのときにここに13番の委託料の産後ケア事業の316千円、工事請負費の庁舎の件の4,917千円の説明はいただいたので、これはわかります。でも私、ちょっと思ったのが、予算これだけで新しく開設するのに、これだけの費用でできるものなのかなと思うんですけれども、これで十分とお考えですか。お願いいたします。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） これで必要かということですが、財政の厳しい折、必要最低限の予算を取らせていただいたということで、担当課としてはそう考えております。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） これは多分、私、考えるに、3歳児までのことに重点を置いているのかなとただ、私、想像をしているんですけれども、この子育て期で、一応、この子育て世代包括支援センター基本、一番重点置くのは特に3歳児までというように私はもうちゃんと調べてわかっているんです。でも地域の実情に応じては、18歳までの子どもと保護者についても対象とする、柔軟にということも書かれております。きのうの私の質問の中に、町長は子育て期ってどのあたりですかと聞いたときに、大体12歳ぐらいまでと考えておりますとおっしゃられました。私も大体12歳ぐらいまでかなと、同じ考えでした。それに当たって3歳児まで、12歳から3歳児引いたら9年間の子ども子育て期の親の関係があると思うんです。それで私、この間の健康推進課の説明の中に産後のところま

では書かれてくれていたので、それはよくわかったんですけども、子育て期の中に、病児・病後児一時預かり事業、子育てつどいのへやというのは用意されているけれども、それはもう私もきのうおとついの一般質問でわかっているんですけども、その下に支援が必要になった家庭の支援という中で、この書類には療育支援訪問事業とか子育て短期支援事業とか、ちょっと書いていただいているんですけども、療育支援というところは、多分、私、調べたら、ここはひょっとして養育支援訪問事業かなというように考えているんですけども、その辺も私、大事だと思うんですけども、その辺のお考え、きのうちょっと鈴木議員の一般質問の中で町長の答弁の中に、健康推進課、母子保健事業、教育課、子育て支援施策、住民課は要保護対策等をそれぞれ連携しながら実施しておりとおっしゃられました。その中に、教育長のほうからは、求められる情報は速やかに提供していく必要があります、他情報の共有化も図ることが必要とお答えになっておられます。

私、3歳まではそれでいいと思うんですけども、3歳から今度、幼稚園かな、上がったときに今度、教育課のほうに移っていくと思うんですけども、私、健康推進課からいろいろハイリスクの親御さんとかも抽出されるということも書いていたし、その3年間の間、ハイリスクから抜けられる親御さんもおると思うんですけども、その情報を健康推進課から教育課のほうに上げていくというような私は感覚ととっていたんですけども、教育委員会のほうからは、情報は速やかに提供していくというようになっていたので、これ全然この一般会計に関係ないかもわからないんですけども、その辺、もう一度、見解を教えてください。その問題になった子どもさんがいたときには、そこにかかわった課が中心になっていったらいいのになど私は、住民課、教育委員会、それで健康推進課と3つ連携していかなあかんのやけれども、3歳までだったらもう本当に健康推進課やと思うんですけども、今度、幼稚園に入り学校へ上がったら、やっぱりそこも結構、教育委員会が中心になって、下から今度どういうふうな情報だったんやというのを上げてやっていくというような、私は想像していたので、その辺、やっぱりちょっと違うのかなと思ったので、一般会計では関係ないかもわからないですけども、お考えもう一度お願いしたいと思うんですけども、お願いします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 教育委員会のほうからのお答えをいたします。

教育委員会といたしましては、中心になるのは子どもの教育です。ですから学校教育ということが狭い範囲で言えるわけです。ところが家庭というのは子どもだけではありません。親御さんがいます。家庭によって親御さんの病身な方もいますし、精神的にぐあいの悪い方も中にはおられると。そういうケアは教育委員会ではできません、親御さんのほうのケアは。その親御さんのほうのケア、もっと言えば家庭としてのケアは、健康推進課であり住民課でありという中身になると私は思っています。そういう家庭の中で子どもについては私ども教育委員会がタッチする部分。だから家庭全体のことを考えるならば、子どもについての情報は出すことはできますよと、その家庭がうまくいくためにとい

うことになります。私どもは、親御さんのほうのケアには範囲的には入っていけないというふうな状況があるかと思っております。だから私どもは、そういうスタンスで取り組まさせていただきますという意味で、この間は答えさせていただきました。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 関連で質問いたします。ただいまの教育長の答弁でしたら、当然、おっしゃるように、子どもの教育については教育課、それは重々わかります。その情報は出すと、どこへ出すのか。それ誰がどう統括するんですか。それだと主体はどこがやるんですか、この事業というところが気になるんだと思うんですけれども、翻ると町長がそうじゃなしに、これはこういうこの課、この課、この課やけれども一体となってというのがこのセンターの眼目じゃないんですか。情報だけは出しましょう、それは当然、そうでしょう、出して、その情報をほかの住民課、そちらのほうで共有して、結局どこがどう運営するのかというのが一つと、それと当然、教育課から情報出ます、住民課から出ます、かくかく出ますと。もらったものもそれは当然、教育課としても一回受け取るべきじゃないんですか。当然、受け取られること、連携をするとおっしゃるんやからそういうことだろうと思いますけれども、今の教育長だけのご答弁だと。何か3課がばらばらにやるように、そんなことはないんでしょうけれども、なるような気がしてならないような感じを受けたので、町長の誰かの一般質問に対する答弁と同じで、そこはそこはないですよ。しっかりと一体となってやるということなんですよ。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 何か一般質問の続きみたいな感じになっておりますが、一般質問の中でもお話しさせていただきました、いわゆる子育て包括支援センターですか、これは基本的には、やはり健康推進課のほうが中心になってやるべき事業であるというふうに私は思っています。それに対して協力をしていくのが教育委員会であり住民課であるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、谷議員さんがおっしゃられたように、いわゆる連携を図りながらというのは、これはもう当然のことでありまして、外すわけにはいかない。だから当然、要求された情報については提供します。それにかかわったことについては、もちろん私どもも聞くわけですから、家庭訪問なんかもするわけですから、学校にとっては。その際、親御さんをほるわけにはいきませんので、当然、かかわる部分というのは出てきます。はっきり区分けできるものではないというふうには思っています。だから、そこです。いわゆる連携できる部分は当然、連携するというのは、これもう当たり前のことだと私は思っています。

○議長（谷重幸君） ほかありませんか。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 18ページのところは幾つかあるんですけれども、ちょっとややこしい。まず委託料、まちの最高規範というかである長期総合計画、これは当然、町長は長期総合計画をつくって、いろんな関連法令に基づいて町政運営云々ということがあろうから、ここは本年度は5,300千円ですが、当然、皆さんあれのこの債務負担行為の中で

10,000千円近くが計上されておまして、要はこれつくるのに14,000千円強、要るわけですよね。これ印刷代は入っているのか、それも少し気になるんですけども、こんなに要るんですか、14,000千円もというのと、その14,000千円になる例えば根拠とか、そういう当然いろんな事業では見積もりなりそういうのがあるわけですから、その辺を教えてください。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 谷議員にお答えいたします。

まず、長期総合計画、2カ年に分かれていました。おっしゃられるとおり14,000千円というような予算の計上をさせていただいております。今、当課として考えておるのは、アンケート調査であったり現状把握作業、あとトップヒアリング含め役場内部のヒアリング、それと住民懇談会等の支援、あとアンケート調査票の作成とか郵送費、あとアンケート結果の報告書の作成、そこまでを1年分として考えております。2年目としまして基本構想と基本計画、あとパブリックコメントの支援であったり懇談会の支援というところで最終的に計画書の作成、印刷というところまで考えておりますけれども、これ一般質問にもお答えさせていただいたんですけども、簡易型の指名型のプロポーザル方式でいきたいというふうに考えておりますので、そういうふうなところの提案も今回、提案として提出していただけるように考えております。業務の内訳とすれば、そういうことでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 業務の内容は、いろいろる説明を受けましたので、それはそれで。要は結局、今年度は委託料として5,302千円、次年度がわかりませんが、結局は委託料としては合計もこれだけなのかというのをお願いします。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

長期総合計画の委託料としては、この金額でございます。今年度はこれだけでございます。それと債務負担も含めて、議員おっしゃられるとおり14,000千円、委託料ということでございます。

○議長（谷重幸君） ありませんか。6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 10ページ、キャンプ場使用料900千円ほどふえていますよね。これ当然、使用料の予測をする折には、前年、前々年というようなことを考慮して予測されていると思うので、それが900千円、70%ぐらいふえていると思うんですけども、今、お一人様のキャンプやの何やのと流行にも乗ったところがあるとは思いますが、前年比としてどれぐらいふえているかというのと、係の方として、このふえた原因は要因はどこにあるのかというような分析であったりとか、今後どうしていきたい、どういうふうにしていきたいというようなことがあるとすれば教えていただきたい。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

まず、近年の推移といたしまして年間トータルで申しますと、ちょっと端数は省略させていただきますけれども、平成23年が1,314千円、24年が1,352千円、25年が1,368千円、26年が1,279千円、27年が1,515千円、28年が1,191千円、平成29年が1,788千円、平成30年が1,923千円でございます。今年度春の段階で1,888千円ございました。例にない大型連休ということで、1年分でいただける使用料分をこの春の部分で収入を得たというところでございます。予算の計上額を春の分で1,888千円、それから夏として312千円を見込んで年間トータルで2,200千円というふうに予算を修正させていただいたところでございます。参考までに夏の使用料のみを申しますと、平成28年度は420千円、平成29年が475千円、平成30年が482千円ということですので、希望として、ことしの夏の分も300千円はクリアできるのではないかという前向きな予想を立てているところでございます。今後どうしていきたいかというところでございますけれども、低価格でそんなにサービスのないキャンプ場ではございますけれども、低価格さ、それから気軽さというところもあってお越しいただいているのかなと思ってございますので、特段、今後何かというところは、今のところは考えてございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 今回のキャンプ場の件でいろいろ金額聞いたんですが、実際、キャンプの収益を上げるについて、どのような方法といたらキャンプ場のお客、来てくれるんですけれども、どういうふうな集金方法をとっておるんですか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 最近では、どうしても夏場の利用客というのは、春に比べて少のうございますので、春、お越しいただいた方に夏、来ていただいたら町の特産品を抽せんでプレゼントしますというようなこともやったこともございます。ただ、全体としてどんどん集客をPRしていくというふうなことは、積極的にはしていないというのが正直なところでございます。しかしながら、近年、例えば春のゴールデンウィークでいきますと、平成29年は1,228人、平成30年は1,300人、この前のゴールデンウィークは1,772名の方のご来場をいただいておりますという現状でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） ちょっと近所の住民にも聞いたんですが、今、ことしもキャンプ場、物すごいにぎわいましたね。それで、キャンプをあの松林の中へ張るのは幾らとか車を駐車するのは幾らとか決めておりますわね。あれについては、ああいう集金については申告制やというのを聞いておったんですけれども、キャンプをする人、車のとめる人が申

告に来るとお金を徴収すると、申告しなければそのまま、あれどうなったんならということをおもって僕も指摘を受けたんですが、そこら辺はどうなっていますか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） まず、管理棟に来ていただいて申し込み用紙といいますか申請書にご家族の方、お子様何人、それからお車何台という形で申請していただいて、それに基づいて前金で頂戴しているところでございます。お支払いしていただいた方には、車のダッシュボードにこの紙を見える形で入れておいてください、同時にテントにも外から見える形でくくりつけておいてくださいというふうな形で紙を渡してございます。管理人がちゃんと受け付けしていただいているかどうかというのを定期的にキャンプサイト内を巡回して回って、そういう札のついていない方には、お支払いしていただいていますかというようなところで管理しているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） そんなになつてうまいこときちっといたらいいんですけども、なかなか聞く話によりますと勝手にテント張ると、勝手にそこで駐車をすると。その人は、事務所へ申告に行かないとお金を払わなくても構わんというふうなことになっているらしいんですけども、どうなっているのなと聞いたんですわ。そこら辺もまた今後ひとつ対策を講じていただけたらと思います。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 通常料金をいただいておりますところは、松林の中のキャンプサイトへテントを張られる方については、我々が料金を徴収しているところでございます。しかしながら、海岸というのは誰が使ってもいいというところでございますので、キャンプサイト以外の例えば海のところにテントを張っている方については、料金は求めてございません。当然のことながらトイレ、シャワー等もお使いにならないでくださいというシステムで運営しているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 18ページ、この電算系について少しまとめてお聞きします。まず、ここの委託料、情報系PC設定委託料、これは本年度のみなのか。それと、その1段下ですけれども、情報系PCリース料、今年度は1,048千円ですが、これも債務負担行為から見ると合計千数百万円の物品というか、そういう機器のリース料であります。なかなか15,000千円、20,000千円とは言いませんが、それぐらいの大きなものなのに導入の審査がこの1,000千円、まあここはいいか。それだけのもの、これ金額になる積算根拠なりそういうものはとられているのか。当然、最初に質問したPCの設定委託費用についても同様にそういうどの程度こうなつてこうなつてこの金額になりますというのか。それと、何カ所か3カ所のところに電算処理委託料という計上、1,000千円強

のものが何カ所かされていますが、幾つかは100%補助があったり八、九割補助があったり、ただ1点、このひまわりこども園のところは、これ100%一般財源やに思いますが、これも法改正によって無償化対応の云々と、私の記憶が間違っていればあれですけども、いわゆる法改正についての電算処理委託料は、そもそも最初の導入のころに含んでやるというふうやに聞いた記憶があるんですが、もちろんそれは記憶違いかわかりませんが、別途今回支払わなきゃならないと、このじゃ、1,430千円の根拠についてお聞きします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、1点目の情報系PC設定委託1,181千円についてでございます。こちらの予算につきましては、今年度のみ予算計上となっております。内訳といたしまして、パソコンセットアップ900千円、OS展開用ライセンスに23千円、それとESETサーバー構築、SKYSEAインストーラー作成、ESETインストーラー作成150千円という内訳となっております。

続いて、情報系PCリース料1,048千円についてでございます。こちらの予算につきましては、4カ月分を今年度で予算計上しているところでございます。債務負担行為のほうも設定させていただいているんですけども、5年間のリース契約というところでございます。こちらについては、職員用のパソコン100台分を見込んでの予算計上となっているところでございます。こちらのほうにも見積りの書類をいただいているんですが、パソコン100台分とオフィス関係についての予算というところでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） ひまわりこども園の電算処理料の関係です。まず、この1,430千円というのは、当然、谷議員おっしゃるように、ほぼ間違いなく100%補助で戻ってきます。ただ、正式に決定ではないので、歳入項目はとっていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） いいですか。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 24ページのところの1項社会福祉費の13番の委託料で、ひきこもり者支援事業のところの使い方、どのような形の使い方をされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 森本議員にお答えします。

ひきこもり者支援事業ですけども、社会的ひきこもり状態に陥っている方の早期社会復帰を促進するための事業でございまして、専門機関に相談する際の費用を助成するものでございます。保護としましては、まちが専門機関、こちらのほうは美浜町のほうにNP

○法人ヴィダ・リブレというNPO法人がございまして、そちらのほうと契約させていただきまして、実績に基づきまして助成するという形になります。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） その中で大体どのぐらいの人数設定とかいうのはありますか。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） まず、相談に来られる方を5人という形で想定しております。その後、そちらの継続利用ということになるというところで3名予定しております、そういったまず相談に来ていただきまして、初回相談で意見書を作成していただく形になります。そちらで精神保健医療のほう、例えば精神疾患ということで専門治療が必要な場合は、そちらのほうで治療していただくという形になりまして、それ以外の方でひきこもりという形ということで判断された方にこちらの専門機関で通所していただくという形になります。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 3点質問します。20ページの1番上、和歌山県移住支援事業補助金、これ何か首都圏のほうから1名の計上と、これはとりあえずそれで1名の計上されているのが何かめどがあったりもう予定者がいたり、また、この1名を達成するためにいろんなアクションをすとかそういうことがあるのかと、26ページだけではないんですが、この子ども医療費のところでは2,700千円、町長おっしゃっていたスクラップ・アンド・ビルドで、ほかのところを足すと何か1,400千円ぐらい不足やに思うんですが、この2,700千円と出生赤ちゃん誕生祝い金500千円かな、それともとの条例、前の祝い金と応援給付金の減額分を差し引きすると不足が出ているように思うんですが、スクラップ・アンド・ビルドの計算は成り立っているのかと、最後は33ページのどこの項目というわけではないんですが、教育費ということの関連からすると、学校設備、これは誰が要、不要を判断するのか、それを教えてください。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） まず、私のほうから、和歌山県移住支援事業補助金1,000千円についてご説明いたします。これは、2019年の和歌山県の新施策でございまして、地方創生に資する仕事移住支援の強化というところのことでございまして、議員おっしゃるとおり、東京23区から美浜町に対して移住して来た方に対して、世帯として1人当たり1,000千円を補助するという制度でございまして、今のところ見込みがあるのかという、当たりがあるのかというようなお話でしたけれども、これは現在のところございません。それと、ただ、昨年も行かせていただいたんですけども、地域おこし協力隊を中心となって、移住フェアであったりというのを東京であったり大阪であったりというのを行かせていただいております。今年度もそういう機会が、和歌山県主催の移住

フェアなんかがあれば参加したいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 学校設備の予算等の要否ということですが、当然、学校から要望等があり、その分に関して教育課で査定、行います。それと逆に教育課からこういうような形はどうかというような形で予算をつけたケースもあろうかと思えます。最終的な判断ということになれば、町長部局のほうの査定により決定ということになります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

確かに医療費のほうが多くはなっておりますが、これはきのうの条例の関係もありましたが、徐々に子育て応援給付金を消化していくと、そういう考えをいたしまして、こういう今年度は足りないんですが、何年かを見ていただきたいということで、今回はオーバーしているということでございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） まず最初の移住の話、1人当たり1,000千円とおっしゃいましたよね、たしか。4人家族で来たら4,000千円出ることなのかどうかとちょっとびっくりしたんやけれども、一回、首都圏移住しようと思う、冗談置いて。お答えいただいた順に再度もうちょっとだけすみません。学校設備、予算の判断ではなくて、この設備が要る要らないの判断を誰がするのかという意味での質問だったんです。それをお答えください。それと、最後の町長、要はじゃ、今年度は単年度赤字と表現いいのかわからんけれども、やがては押しなべてその予算内におさまるというご説明なんですね、その確認です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えします。

そういう試算をしているところです。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 移住についてお答えいたします。1世帯1,000千円でございます。単身の場合は600千円でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 設備の必要か必要でないかの判断というところですが、それは学校側が判断すると、それで最終的には、そこから上がってきた中で、それが果たしてほんまに必要なものかどうかというのは、こちらのほうでも判断しております。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） それだったら結局、教育課が必要かどうか判断するということです。

か、としかとれなかったんやけれども。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 当然、学校が要るのか要らないのか、必要であるということでは上げてくるというところです。ただ、その中でも優先順位とかそういうような形での判断ということで予算計上というふうな形にはなっておりますが、必要であるのか必要でないのかという判断につきましては、学校側となっております。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 28ページの5款農林水産業費、林業費の13番なんですけれども、松くい虫防除事業の樹幹注入のところなんですけれども、どのあたりにこれを行うかという予定はありますか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 予定はございます。樹幹注入自体は薬剤の残効期間が6年ということで6年サイクルで行ってきているところでございます。本年度につきましては、松原墓地内、和田墓地内などのお墓の関係で地上散布ができないところの松原墓地内の松24本に対して薬剤の注射を打つと、そういうものでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） その樹幹注入は、結局、薬剤散布ができないところということでお聞きしたんですけれども、今後、例えば学校関係とかそういうふうなところも薬剤散布で非常にづらいというふうな話もお聞きするので、そのあたりの地域にこの松くい虫の樹幹注入というのを予定されていくのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 結論から申しますと、特に学校の施設の周辺とかというところに樹幹注入の施工を広めていくということは考えてございません。非常に高い薬剤ですので、現実的には財政的に不可能と考えています。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 薬剤散布の中で非常にづらい健康的な状況を訴えられている方もいてるんです。また改めて質問させていただきますけれども、そのような意思がないということなんですけれども、ぜひ検討を進めていただけたらと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開は1時30分です。

午前十一時二十八分休憩

——・——

午後一時三〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第5 議案第12号 令和元年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第12号 令和元年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ999千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を72,724千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金は、999千円の追加でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

施設管理費999千円の追加でございますが、4月の人事異動等による人件費の追加と役務費では職員2名分の小型クレーン、玉かけの受講手数料でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 令和元年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第13号 令和元年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第13号 令和元年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ58千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を1億30,800千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金は58千円の追加でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

一般管理費58千円の追加でございますが、共済組合負担金の利率の変更と役務費では、職員1名分の小型クレーン、玉かけの受講手数料でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第13号 令和元年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第14号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ304千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億19,105千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金270千円の追加は、プログラム修正料の補助金でございます。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金は、34千円の追加でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

一般管理費304千円の追加でございますが、共済組合負担金の利率の変更による20千円の減額と、委託料では制度改正に伴うプログラム修正料324千円の追加でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第14号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第15号 令和元年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第15号 令和元年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,136千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億13,929千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金は2,136千円の減額でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

一般管理費2,136千円の減額でございますが、4月の人事異動による人件費の減額でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第15号 令和元年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。
本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。
これから採決します。この採決は、挙手によって行います。
本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第10 議員派遣の件についてを議題とします。
お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午後一時四〇分休憩

——・——

午後一時四十一分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。
お諮りします。

ただいま各委員長から、委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定しました。

追加日程第11 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年美浜町議会第2回定例会を閉会します。

午後一時四十二分閉会

お疲れさまでした。